

令和7年第2回高松市議会定例会提出予定議案

1	令和7年度高松市一般会計予算	184,400,000千円
2	令和7年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	40,630,159千円
3	令和7年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	8,218,327千円
4	令和7年度高松市介護保険事業特別会計予算	45,064,746千円
5	令和7年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	57,407千円
6	令和7年度高松市食肉センター事業特別会計予算	396,206千円
7	令和7年度高松市競輪事業特別会計予算	25,759,651千円
8	令和7年度高松市卸売市場事業特別会計予算	1,085,001千円
9	令和7年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	110,948千円
10	令和7年度高松市駐車場事業特別会計予算	831,250千円
11	令和7年度高松市病院事業会計予算	12,600,476千円
12	令和7年度高松市下水道事業会計予算	22,851,888千円

13 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会の答申を踏まえ、市長等の給料月額を改定するため、改正するもの

(1) 市長等の給料月額を改定するもの

現 行			改正後	
市 長	1, 1 1 0, 0 0 0 円	→	1, 1 2 2, 0 0 0 円	
副市長	8 9 7, 0 0 0 円	→	9 0 7, 0 0 0 円	
病院事業管理者	8 9 7, 0 0 0 円を超えない範囲内において市長が定める額	→	9 0 7, 0 0 0 円を超えない範囲内において市長が定める額	
教育長	7 3 1, 0 0 0 円	→	7 3 9, 0 0 0 円	
識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員	4 1 3, 0 0 0 円	→	4 1 8, 0 0 0 円	

(2) 所要の規定整備をするもの

14 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会の答申等を踏まえ、高松市議会議員の議員報酬の月額を改定するため、改正するもの

(1) 議員報酬の月額を改定するもの

現 行			改正後	
議 長	7 2 7, 0 0 0 円	→	7 3 5, 0 0 0 円	
副議長	6 4 7, 0 0 0 円	→	6 5 4, 0 0 0 円	
議 員	6 0 8, 0 0 0 円	→	6 1 5, 0 0 0 円	

15 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

非常勤の特別職の職員の報酬額を改定し、及び新たに設置する
プロポーザル審査委員会の委員の報酬額等を定めるため、改正するもの

(1) 特別職の職員の報酬額を改定するもの

現 行			改正後
区分	報酬額		報酬額
(1) 固定資産評価審査委員会委員	委員長又は審査長の職務を行う委員	円 日額 9,000	円 日額 9,100
	委員	日額 8,600	日額 8,700
(2) 教育委員会委員		日額 16,400	日額 16,600
(3) 監査委員	市議会の議員のうちから選任された監査委員	日額 16,400	日額 16,600
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 141,900	月額 143,500
(4) 公平委員会委員	委員長	日額 19,700	日額 19,900
	委員	日額 16,400	日額 16,600
(5) 選挙管理委員会委員	委員長	日額 19,700	日額 19,900
	委員	日額 16,400	日額 16,600
(6) 農業委員会	委員	会長 月額 57,500	月額 58,100
		会長職務代理者 月額 44,900	月額 45,400
		委員 月額 40,000	月額 40,400
	農地利用最適化推進委員 月額 35,000		月額 35,400
(7) 固定資産評価員		日額 19,700	日額 19,900
(8) 自治推進審議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(9) 総合計画審議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(10) 安全で安心なまちづくり推進協議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(11) 空家等対策協議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(12) 交通安全対策会議委員・特別委員		日額 6,500	日額 6,600
(13) 総合都市交通計画推進協議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(14) 議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(15) 表彰審査委員会委員		日額 6,500	日額 6,600
(16) 行政不服審査会委員		日額 16,400	日額 16,600
(17) 公文書等管理審議会委員		日額 6,500	日額 6,600
(18) 情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 6,500	日額 6,600
(19) 公務災害補償等認定委員会委員		日額 6,500	日額 6,600

(20) 公務災害補償等審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(21) 公正職務審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(22) 退職手当審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(23) 防災会議委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(24) 国民保護協議会委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(25) 入札監視委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(26) 公の施設指定管理者選定委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(27) 社会福祉審議会委員・臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(28) 民生委員推薦会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(29) 社会福祉施設整備等審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(30) 介護認定審査会委員	日額 18,000	→	日額 18,200
(31) 国民健康保険運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(32) 障害支援区分等審査会委員	日額 19,600	→	日額 19,800
(33) 老人ホーム入所判定委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(34) 子ども・子育て支援会議委員及び臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(35) いじめ問題再調査委員会委員	日額 16,400	→	日額 16,600
(35)の2 こども未来館運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(36) 感染症診査協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(37) 予防接種健康被害調査会委員・臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(37)の2 小児慢性特定疾病審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(38) 環境審議会委員・特別委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(39) 廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(40) 産業廃棄物審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(41) 創造都市推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(42) 中小企業振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(43) 中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(43)の2 伝統的ものづくり振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(44) 創造支援センター使用審査委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(45) 農業基本対策審議会委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(46) 分収造林審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(47) 中央卸売市場開設運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(47)の2 公設花き地方卸売市場取引委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(48) 塩江温泉水審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(49) 国際交流推進協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(49)の2 文化芸術振興審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600

(50) 文化奨励賞選考審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(51) スポーツ推進審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(52) スポーツ推進委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(53) 美術館協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(54) 美術品等収集審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(55) 都市計画審議会委員・臨時委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(56) 住居表示審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(57) 美しいまちづくり・景観審議会委員及び臨時委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(58) 土地区画整理審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(59) 土地区画整理事業評価員	日額 6,500	→	日額 6,600
(60) 生活道路整備審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(61) 放置自動車廃物判定委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(62) 自転車等駐車対策協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(63) 開発審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(64) 建築審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(65) 玉藻公園管理委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(66) 小中学校校区審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(67) 奨学生等選考委員会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(69) 教育支援委員会委員	日額 10,500	→	日額 10,600
(70) いじめ問題調査委員会委員	日額 16,400	→	日額 16,600
(71) 学校結核対策審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(72) 社会教育委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(73) 少年育成センター運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(74) 生涯学習センター等運営協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(75) 文化財保護審議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(76) 歴史資料館等協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(77) 歴史資料館等資料収集審査会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(78) 図書館協議会委員	日額 6,500	→	日額 6,600
(79) 議会史編さん委員会委員・専門委員	日額 6,500	→	日額 6,600

- (2) 高松市プロポーザル審査委員会条例の制定により、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合に設置されることとなる高松市プロポーザル審査委員会の委員を、特別職の職員の報酬額及び旅費額を定める表の区分に加え、その委員に支給する報酬額及び旅費額を定めるもの

16 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

〔R 7. 6. 1 から施行〕

刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理等法」という。）の制定に伴い、制定するもの

第1章 関係条例の一部改正

- (1) 退隠料及遺族扶助料条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (2) 集会集団行進及び集団示威運動に関する条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (3) 高松市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (4) 高松市消防団条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (5) 高松市職員退職手当支給条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (6) 高松市職員の給与に関する条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (7) 高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例
 - ア 刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
 - イ 所要の規定整備をするもの
- (8) 高松市消防団員に係る退職報償金支給条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (9) 高松市中央卸売市場業務条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (10) 高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (11) 高松市屋外広告物条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (12) 高松市公設花き地方卸売市場業務条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの
- (13) 高松市個人情報情報の保護に関する法律施行条例
刑法等一部改正法及び整理等法の制定に伴い、字句を改正するもの

第2章 経過措置

第1節 通則

- (14) 罰則の適用等に関する経過措置

- 1 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(15) 人の資格に関する経過措置

拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(16) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置

刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の高松市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに高松市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(17) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の高松市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(18) 経過措置の規則への委任

この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

17 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、職員が子を養育するために正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限を請求することができる当該養育する子の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する等のため、改正するもの

- (1) 職員が子を養育するために正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限を任命権者に請求することができる当該養育する子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大するもの
- (2) 職員がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことを認める子育て部分休暇を定めるもの
- (3) 休暇の種類及び任命権者の承認を受けなければならない休暇に「子育て部分休暇」を加えるもの
- (4) 任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、介護両立支援制度等を知らせるとともに、その請求等に係る意向を確認等するための面談その他の措置を講じなければならないこととするもの
- (5) 介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について定めるもの
- (6) 所要の規定整備をするもの

18 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

より柔軟な働き方の推進や仕事と子育てとの両立支援の取組の一環として、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を行う単位を変更する等のため、改正するもの

- (1) 部分休業の承認を行う単位を30分から15分に変更するもの
- (2) 高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、新たに定めた子育て部分休暇につきその承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとするもの

19 高松市職員の給与に関する条例及び高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について 〔R 7. 4. 1 から施行〕

人事院勧告及び香川県人事委員会勧告を踏まえ、令和7年4月1日以降における職員の扶養手当を見直す等のため、改正するもの

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 扶養手当の支給額を次のとおり改定するもの

	配偶者に係る扶養手当	子に係る扶養手当
令和6年度	6, 500円	10, 000円
令和7年度	5, 000円	11, 500円
令和8年度	3, 500円	13, 000円
令和9年度	2, 000円	13, 000円
令和10年度	0円	13, 000円

イ 地域手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
100分の6	100分の5

ウ 派遣の日から3年を経過するまでの期間における当該派遣された職員に係る地域手当の異動保障について定めるもの

エ 単身赴任手当の支給対象に、採用に伴いその支給要件を満たした職員を新たに加えるもの

オ 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
午前零時から午前5時まで	午後10時から翌日の午前5時まで

カ 定年前再任用短時間勤務職員に対し住居手当を新たに支給することとするもの

キ 所要の規定整備をするもの

(2) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和7年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行	改正後
6月期 100分の170	100分の95 (△100分の75)
12月期 100分の175	100分の95 (△100分の80)
年 間 100分の345	100分の190 (△100分の155)

イ 令和7年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり定めるもの

6月期 100分の87.5
12月期 100分の87.5
年 間 100分の175

ウ ア及びイに再編することから特定任期付職員業績手当を廃止するもの

20 高松市職員退職手当支給条例の一部改正について

国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの

R 7. 4. 1 から施行
(3)、(4)は公布の日から
施行

- (1) 雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い、これらを退職手当として支給する対象職員のうち「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に変更するもの
- (2) 失業者の退職手当を受ける者が公共職業訓練等を受ける場合などに基本手当の支給の例により退職手当を支給することのできる特例措置の対象となる者を「令和7年3月31日以前に退職した職員」から2年延長し「令和9年3月31日以前に退職した職員」に変更するもの
- (3) 引用条項の整備をするもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

21 高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について

組織機構の見直しに伴い、改正するもの

R 7. 4. 1 から施行

- (1) 高松市空家等対策協議会の庶務の所管を市民局から都市整備局へ変更するもの

22 高松市プロポーザル審査委員会条例の制定について

プロポーザル方式により発注する業務に最も適した受託候補者の選定をするプロポーザル審査委員会を、発注案件ごとに設置することとするため、制定するもの

R 7. 4. 1 から施行
し、契約の申込みの誘引時点において契約の締結予定の日が同年10月1日以後である案件から適用

- (1) 高松市プロポーザル審査委員会条例の制定
 - ア 設置について定めるもの
 - イ 定義について定めるもの
 - ウ 所掌事項について定めるもの
 - エ 組織について定めるもの
 - オ 任期について定めるもの
 - カ 委員長について定めるもの
 - キ 会議について定めるもの
 - ク 守秘義務について定めるもの
 - ケ 庶務について定めるもの
 - コ 委任について定めるもの

23 高松市市税条例等の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

- （１） 高松市市税条例の一部改正
法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの
- （２） 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正
法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの
- （３） 高松市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

24 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

〔R 8. 4. 1 から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の使用料の額を改定するため、改正するもの

- （１） 使用料の額を次のとおり改定するもの

現 行			改正後	
集会室の床面積	4 0 m ² 未満	120 円	→	180 円
	4 0 m ² 以上	260 円	→	390 円
	1 0 0 m ² 未満			
	1 0 0 m ² 以上	490 円	→	730 円
	1 8 0 m ² 未満			
調理実習室の床面積	1 8 0 m ² 以上	830 円	→	1,240 円
	4 0 m ² 未満	300 円	→	450 円
	4 0 m ² 以上	610 円	→	910 円

- （２） センターにおいて冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

25 高松市犯罪被害者等支援条例の制定について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策を共有して総合的かつ計画的に取り組むことにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、犯罪被害者等の支援を推進するため、制定するもの

- (1) 目的について定めるもの
- (2) 定義について定めるもの
- (3) 基本理念について定めるもの
- (4) 市の責務について定めるもの
- (5) 市民の責務について定めるもの
- (6) 事業者の責務について定めるもの
- (7) 相談及び情報の提供等について定めるもの
- (8) 経済的負担の軽減について定めるもの
- (9) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供について定めるもの
- (10) 居住の安定について定めるもの
- (11) 市民及び事業者の理解の増進について定めるもの
- (12) 民間支援団体への支援について定めるもの
- (13) 個人情報の適切な管理について定めるもの
- (14) 委任について定めるもの

26 高松市福岡会館条例の一部改正について

〔R 8. 4. 1 から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市福岡会館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 会議室等使用料の額を改定するもの

ア 大会議室

現 行			改正後
午前	1,040 円	→	1,560 円
午後	1,040 円	→	1,560 円
夜間	1,580 円	→	2,370 円

イ 小会議室 1

現 行			改正後
午前	510 円	→	700 円
午後	510 円	→	700 円
夜間	790 円	→	1,050 円

ウ 小会議室 2

現 行			改正後
午前	510 円	→	700 円
午後	510 円	→	700 円
夜間	790 円	→	1,050 円

エ 小会議室 3

現 行			改正後
午前	510 円	→	760 円
午後	510 円	→	760 円
夜間	790 円	→	1,180 円

オ 洋室

現 行			改正後
午前	510 円	→	670 円
午後	510 円	→	670 円
夜間	790 円	→	1,000 円

- (2) 会議室等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

27 高松市木太北部会館条例の一部改正について

受益者負担の適正化を目的として、高松市木太北部会館の利用料金の上限額を改定する等のため、改正するもの

R 8. 4. 1 から施行
(3) は公布の日から
施行

- (1) 会議室利用料の額を改定するもの

ア 大会議室

現 行			改正後
午前	510 円	→	760 円
午後	510 円	→	760 円
夜間	790 円	→	1,180 円

イ 中会議室

現 行			改正後
午前	360 円	→	540 円
午後	360 円	→	540 円
夜間	510 円	→	760 円

ウ 小会議室

現 行			改正後
午前	260 円	→	370 円
午後	260 円	→	370 円
夜間	380 円	→	550 円

- (2) 会議室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置利用料を徴収しないこととするため、当該利用料の上限額を定める規定を削るもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

28 高松市国民健康保険条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

現 行		改正後
6 5 万円	→	6 6 万円

- (2) 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

現 行		改正後
2 4 万円	→	2 6 万円

- (3) 被保険者均等割額等の減額の対象となる納付義務者の範囲を次のとおり拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
$43万円 + 29万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	$43万円 + 30万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
$43万円 + 54万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$	$43万円 + 56万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

29 高松市子ども・子育て条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

高松市子ども・子育て条例第10条の規定に基づく次期計画と

して、「高松市こども計画（仮称）」を策定する等のため、改正するもの

- (1) 子ども・子育て支援推進計画の計画期間満了に伴い、所要の規定整備をするもの
(2) 所要の規定整備をするもの

30 高松市子ども・子育て支援会議条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

こども基本法において、地方公共団体は、こども施策を策定し、

実施し、及び評価するに当たっては子ども・若者等の意見を反映させる措置を講ずるものと規定されていることを踏まえ、本市子ども施策の推進において、子ども・若者及び子どもを養育する者の意見を反映させる措置を講ずるため、改正するもの

- (1) 高松市子ども・子育て支援会議の委員に「子ども・若者及び子どもを養育する者」を追加するもの

31 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

児童福祉法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 乳児等通園支援事業の基準を内閣府令で定める基準とするもの
- (2) 記録の整備等に関する規定の対象となる社会福祉施設等の設置者等に乳児等通園支援事業の設置者等を加えるもの
- (3) 業務の質の評価等に関する規定の対象となる社会福祉施設等の設置者等から乳児等通園支援事業の設置者等を除くもの
- (4) 感染症等の対応マニュアルの策定に関する規定の対象となる社会福祉施設等の設置者等に乳児等通園支援事業の設置者等を加えるもの
- (5) 引用条項を整備するもの

32 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、認定こども園の認定の要件を見直すため、改正するもの

- (1) 満3歳以上の子どもに対する食事の提供を認定こども園以外の場所で調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うときに、当該認定こども園に求めている要件のうち、食事の提供をする際に栄養に関する指導を受ける者として定めている「栄養士」に、「管理栄養士」を加えるもの

33 高松市夜間急病診療所条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

高松市夜間急病診療所の診療科目のうち眼科及び耳鼻咽喉科を廃止するため、改正するもの

- (1) 急病診療所の診療科目から眼科及び耳鼻咽喉科を削るもの
- (2) 指定管理者が行うものとされている業務から眼科及び耳鼻咽喉科の応急的な診療に関する業務を削るもの

34 高松市化製場等に関する条例及び高松市手数料条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

香川県の許可申請手数料等の額が改定されることに鑑み、その改定後の手数料の額との均衡を図るため、改正するもの

(1) 高松市化製場等に関する条例の一部改正

次の種別に係る手数料の額を改定するもの

ア 死亡獣畜取扱場の設置許可申請

現 行		改正後
12,000 円	→	13,000 円

イ 製造又は貯蔵の施設の設置許可申請

現 行		改正後
12,000 円	→	13,000 円

(2) 高松市手数料条例の一部改正

次の事務に係る手数料の額を改定するもの

ア 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

現 行		改正後
7,400 円	→	7,500 円

イ 季節的若しくは一時的に興行を行う仮設の施設又は常設興行場以外の施設を一時的に利用して興行を行う臨時の施設に係る興行場の経営の許可の申請に対する審査

現 行		改正後
7,000 円	→	7,500 円

ウ 一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査

現 行		改正後
22,000 円	→	23,000 円

エ 食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査

現 行		改正後
19,000 円	→	20,000 円

オ 食鳥処理に係る確認規程の認定の申請に対する審査

現 行		改正後
5,500 円	→	5,800 円

カ 食鳥処理に係る確認規程の変更の認定の申請に対する審査

現 行		改正後
2,300 円	→	2,500 円

キ 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査

現 行		改正後
18,000 円	→	19,000 円

ク 魚介類行商の登録の申請に対する審査

現 行		改正後
1,700 円	→	1,900 円

ケ 魚介類行商の登録の更新の申請に対する審査

現 行		改正後
1,000 円	→	1,100 円

コ ふぐ処理業の登録の申請に対する審査

現 行		改正後
5,200 円	→	5,600 円

サ ふぐ処理業の登録の更新の申請に対する審査

現 行		改正後
4,900 円	→	5,300 円

シ 抑留した犬又は引き取った犬若しくは猫の返還

現 行		改正後
2,440 円	→	2,500 円

ス 魚介類行商登録証の再交付

現 行		改正後
650 円	→	730 円

セ ふぐ処理業登録証の再交付

現 行		改正後
2,200 円	→	2,400 円

ソ ふぐ処理業登録証の訂正

現 行		改正後
1,800 円	→	2,000 円

35 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

人事院勧告を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日以降における職員の扶養手当を見直す等のため、改正するもの

- (1) 配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止するもの
- (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を次のとおり改定するもの

現 行		改正後
午前零時から午前 5 時まで	→	午後 10 時から翌日の午前 5 時まで

- (3) 給与の減額の対象となる休暇等に、新たに子育て部分休暇を追加するもの
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員に対し住居手当を新たに支給することとするもの

36 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止について

〔R 9. 4. 1 から施行〕

高等学校等入学準備金の貸付けを廃止するため、廃止するもの

(1) 高松市高等学校等入学準備金貸付条例の廃止

高等学校等入学準備金の貸付けを廃止するため、この条例を廃止するもの

(2) 高松市奨学生等選考委員会条例の一部改正

ア (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会条例の題名を改正するもの

イ (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の設置目的のうち「入学準備金貸付者」の選考についての規定を削り、及びその名称を「高松市奨学生選考委員会」とするもの

ウ (1)に伴い、用語の意義から「入学準備金」、「保護者」及び「入学準備金貸付者」の規定を削るもの

エ (1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の所掌事項から「入学準備金貸付者の選考に関すること」の規定を削るもの

オ 所要の規定整備を要するもの

(3) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会の名称を改正するもの

(4) 高松市奨学金支給条例の一部改正

(1)に伴い、高松市奨学生等選考委員会条例の題名及び高松市奨学生等選考委員会の名称を改正するもの

37 高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

香川県環境影響評価条例（以下「県条例」という。）に基づく環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、高松市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（以下「条例」という。）に定める手続を経たものとみなすこととする等のため、改正するもの

(1) 県条例に基づく環境影響評価に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、条例第3条から第6条までに定める手続を経たものとみなすこととするもの

(2) 所要の規定整備をするもの

38 高松市中小企業勤労者福祉共済条例の一部改正について

高松市中小企業勤労者福祉共済の事業収支及び基金の状況並びに高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会の意見等を踏まえ、共済掛金の額及び給付金の給付理由を見直す等のため、改正するもの

〔公布の日から施行
(2)、(3)はR 8. 4. 1
から適用
(1)はR 10. 4. 1から
適用〕

- (1) 共済掛金の額を見直すもの

現 行			改正後	
月額	700円	→	800円	

- (2) 被共済者の居住している家屋が火災、地震、風水害等により全焼壊したときに当該被共済者等（被共済者、被共済者であった者及びこれらの者の遺族をいう。以下同じ。）に給付することとされている災害見舞金に係る規定を削るもの

- (3) 退職せん別金の対象となる者に係る共済事業の資格を取得した日からの勤務期間を見直すもの

現 行			改正後	
勤務期間	3年以上	→	5年以上	

- (4) 市長が加入者又は被共済者等に対し必要な報告を求めること及び官公署その他関係機関に対し、加入者及び被共済者等に関する情報の提供を求めることについて定めるもの

- (5) 所要の規定整備をするもの

39 高松市多目的研修集会施設条例の廃止について

〔R 7. 4. 1から施行〕

高松市香川町多目的研修集会施設の廃止に伴い、廃止するもの

- (1) 高松市香川町多目的研修集会施設の廃止に伴い、この条例で規定する多目的研修集会施設がなくなるため、条例を廃止するもの

40 高松市玉藻公園条例の一部改正について

〔R8. 4. 1 から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市立玉藻公園の入園料及び使用料の額を改定するため、改正するもの

(1) 入園料の額（単位：円）を改定するもの

ア 普通入園料

現 行			改正後	
区分	単位	入園料	単位	入園料
16歳以上の者	1人1回	200	1人1日	300
6歳以上16歳未満の者	1人1回	100		

イ 団体入園料

現 行			改正後	
区分	単位	入園料	単位	入園料
16歳以上の者	1人1回	140	1人1日	240
6歳以上16歳未満の者	1人1回	70		

ウ 定期入園料

現 行			改正後	
区分	単位	入園料	単位	入園料
16歳以上の者	1人1年間	1,250	1人1年間	1,800
6歳以上16歳未満の者	1人1年間	620		

(2) (1)の入園料を要しない者の範囲を次のとおり改正するもの

現 行	改正後
6歳未満の者	18歳未満の者 学校教育法第1条に規定する小学校、 中学校若しくは高等学校に在学する者 又は市長がこれらに準ずると認める者

(3) 披雲閣使用料の額(単位:円)を改定するもの

現 行			改正後			
種別	一日使用料		使用時間			
	営業を目的とする 展示会等	その他	午前	午後	全日	延長
大書院	9,570	4,780	5,600	6,400	12,000	1,600
蘇鉄の間	5,710	2,850	3,330	3,800	7,130	950
槇の間	4,780	2,380	2,940	3,360	6,300	840
松の間	3,330	1,660	1,470	1,680	3,150	420
桐の間	4,090	2,010	1,580	1,800	3,380	450
杉の間	6,350	3,130	2,590	2,960	5,550	740
藤の間	3,810	1,880	1,470	1,680	3,150	420
調理場	1,440	710	1,020	1,160	2,180	290
玄関	1,440	710	670	760	1,430	190
座布団(1枚 当たり)	10	10	10	10	10	

41 高松市漁港管理条例及び高松市港湾管理条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

市が管理する漁港施設及び港湾施設の使用料等の納期限を見直す等のため、改正するもの

(1) 高松市漁港管理条例の一部改正

- ア 漁港施設の利用料、使用料及び占用料の納期限を見直すもの
- イ 所要の規定整備をするもの

(2) 高松市港湾管理条例の一部改正

- ア 港湾施設の占用料及び使用料の納期限を見直すもの
- イ 所要の規定整備をするもの

42 高松市手数料条例の一部改正について

〔 R 7 . 1 0 . 1 から 〕
施行

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づき予定をしている、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について規制する区域の指定により開始することとなる、当該工事の許可の申請等に対する審査等の事務について、受益者負担の考えにのっとり、手数料を徴収することとするため、改正するもの

（１） 次の書類の交付について交付手数料を徴収することとするもの

盛土規制法施行規則第 8 8 条の規定に基づく適合証明書

書面 1 件につき 5 3 0 円

（２） 次の事務について、その下に記載をしている許可等申請手数料を徴収することとするもの

ア 盛土規制法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可の申請又は同法第 3 0 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積に応じた 1 件当たりの手数料の額

イ 盛土規制法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

土石の堆積をする土地の面積に応じた 1 件当たりの手数料の額

ウ 盛土規制法第 1 6 条第 1 項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請又は同法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

変更内容に応じた 1 件当たりの手数料の額

エ 盛土規制法第 1 6 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

変更内容に応じた 1 件当たりの手数料の額

オ 盛土規制法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の中間検査又は同法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積に応じた 1 件当たりの手数料の額

43 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 建築物の建築等に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の手数料の額を見直すもの
- (2) 建築物の建築等に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する検査の手数料の額を見直すもの
- (3) 建築物の建築等に関する中間検査の申請又は中間検査の通知に対する検査の手数料の額を見直すもの
- (4) 昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合における建築物の建築等に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の手数料の額を見直すもの
- (5) 昇降機その他の建築設備を建築物に設ける場合における建築物の建築等に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する検査の手数料の額を見直すもの
- (6) 昇降機その他これに類する工作物の築造に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の手数料の額を見直すもの
- (7) 昇降機その他これに類する工作物の築造に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する検査の手数料の額を見直すもの
- (8) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を見直すもの
- (9) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額を見直すもの
- (10) 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明の手数料の額を新たに定めるもの
- (11) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額を見直すもの
- (12) 特定建築行為に係る審査の手数料の額を定めるもの
- (13) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明の手数料の額を新たに定めるもの
- (14) 引用条項の整備をするもの
- (15) 所要の規定整備をするもの

44 高松市消防団員に係る退職報償金支給条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1 から施行〕

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 消防団員の処遇改善を図るため、消防団員として5年以上勤務して退職した者に支給する退職報償金の勤務年数による区分に「35年以上」の区分を加え、その階級に応じた支給額を定めるもの

45 男木辺地に係る総合整備計画の策定について

男木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、総合整備計画を定めるもの

- (1) 男木島灯台資料館の改修に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めるもの

46 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 10,969,750円を上限とする額
- (2) 相手方 野村 幸太郎（公認会計士）

47 市有施設LED化推進事業業務委託契約の締結について

市有施設LED化推進事業の実施に伴い業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市市有施設LED化業務委託（小・中学校等）【北エリア】
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 205,832,000円
- (4) 契約の相手方 サクセスグループ

48 市有施設LED化推進事業業務委託契約の締結について

市有施設LED化推進事業の実施に伴い業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市市有施設LED化業務委託（小・中学校等）【南エリア】
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 176,011,000円
- (4) 契約の相手方 サクセスグループ

49 市有施設LED化推進事業業務委託契約の締結について

市有施設LED化推進事業の実施に伴い業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市市有施設LED化業務委託（小・中学校等）【中央エリア】
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 174,361,000円
- (4) 契約の相手方 サクセスグループ

50 市有施設ＬＥＤ化推進事業業務委託契約の締結について

市有施設ＬＥＤ化推進事業の実施に伴い業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（小・中学校等）【西エリア】
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 １５４，８５８，０００円
- (4) 契約の相手方 サクセスグループ

51 市有施設ＬＥＤ化推進事業業務委託契約の締結について

市有施設ＬＥＤ化推進事業の実施に伴い業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市市有施設ＬＥＤ化業務委託（小・中学校等）【東エリア】
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 １９２，１９０，０００円
- (4) 契約の相手方 四電エナジーサービスグループ

52 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道５路線を認定するもの

- ・木太町１８２号線ほか４路線

53 路線の変更について

市道２路線それぞれの起点側の道路区域の一部が、隣接する二級河川春日川の河川拡幅により河川区域内となることが判明したため、当該区間を道路区域から外す路線の変更を行うもの

- ・川島東町２８号線ほか１路線

54 財産の取得について（追認）

令和６年度に実施した教師用教科書及び教師用指導書の取得については、地方自治法第９６条第１項第８号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を経た上ですべきところ、議会の議決を経ずにその取得をしていたため、追認の議決を求めるもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 取得金額 ４０，７５１，７５７円
- (3) 契約の相手方 有限会社黒川書店

55 財産の取得について（追認）

令和6年度に実施した教師用教科書及び教師用指導書の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経た上ですべきところ、議会の議決を経ずにその取得をしていたため、追認の議決を求めるもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 取得金額 35,043,662円
- (3) 契約の相手方 株式会社宮脇書店

56 財産の取得について（追認）

令和6年度に実施した教師用教科書及び教師用指導書の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経た上ですべきところ、議会の議決を経ずにその取得をしていたため、追認の議決を求めるもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 取得金額 31,360,581円
- (3) 契約の相手方 香川学販株式会社

57 財産の取得について（追認）

令和6年度に実施した教師用教科書及び教師用指導書の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経た上ですべきところ、議会の議決を経ずにその取得をしていたため、追認の議決を求めるもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 取得金額 30,949,931円
- (3) 契約の相手方 有限会社熊野書店